

# 横浜市青少年指導員手帳

## 第 30 期

(令和 8 ・ 9 年度)



横浜市青少年指導員統一行動標語

パトロール活動標語「相手の身になり考え、行動しよう」

キャンペーン活動標語「子どもの笑顔は社会のたから」

横 浜 市

横浜市青少年指導員連絡協議会

# 横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の健全育成に関わる体験活動の促進
- (2) 青少年の居場所づくりと社会参画活動への支援
- (3) 青少年の非行防止と社会環境健全化活動の推進
- (4) 青少年の悩み相談と各種専門機関との連携
- (5) その他青少年の健全育成に必要な事項

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

## 横浜市青少年指導員連絡協議会会則

(目的)

第1条 横浜市青少年指導員要綱（以下「要綱」という。）に基づいて設置された横浜市青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営について定める。

(任務)

第2条 協議会は、各区青少年指導員（連絡）協議会相互の連絡調整を図るとともに、関係機関・団体との有機的な連携を図ることを目的として、要綱第2条に掲げる事項について必要な審議等を行う。

(組織)

第3条 協議会は、各区の（連絡）協議会代表者による委員18名をもって組織する。

2 任期は、横浜市青少年指導員の任期期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。ただし、会計は副会長の中から1名が兼務する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名

2 協議会に監事（1名）を置く。

3 役員及び監事は、委員の互選によって定める。

(役員等の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、協議会の運営に必要な事務を処理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会の開催)

第6条 協議会の会議は、原則として毎月1回会長が招集する。

(役員会)

第7条 協議会の運営及び会長が必要と認める事項について審議するため、役員会を設ける。

2 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて、会長が召集する。

(部会)

第8条 協議会に、協議会の審議に付すべき事項についての調整をさせるため、次の部会を置く。

- (1) 総務部会 5名
- (2) 研修部会 4名
- (3) 社会環境健全化部会 4名

2 部会は、役員及び監事以外の委員をもって組織し、部会長及び副部会長は互選によって定める。

3 社会環境健全化部会は、委員のほか各区青少年指導員（連絡）協議会の副会長又はこれに準ずる者をもって構成する。

(部会の職務)

第9条 総務部会は、青少年指導員大会及び他の部会に属さない事項について、企画及び調整を行う。

2 研修部会は、横浜市青少年指導員連絡協議会会長会研修に関する事項について、企画及び調整を行う。

3 社会環境健全化部会は、青少年の社会環境健全化に関する事項について研究及び調整を行う。

(部会の会議)

第10条 部会の会議は、必要に応じ、会長の承認を得て部会長が招集する。

2 役員は、部会に出席し、意見を述べるができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、こども青少年局青少年部青少年育成課が処理する。

(経費)

第12条 協議会の運営に係る経費は、各区青少年指導員（連絡）協議会からの分担金及びその他の収入をもってあてる。

(弔慰規約)

第 13 条 協議会の弔慰規約は別表に定める。

(会計年度)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 15 条 この会則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、こども青少年局青少年部青少年育成課と調整の上、協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 12 年 7 月 5 日に施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 14 年 5 月 8 日一部改正)

この会則は、平成 14 年 5 月 8 日に施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 15 年 5 月 7 日一部改正)

この会則は、平成 15 年 5 月 7 日に施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 16 年 5 月 12 日一部改正)

この会則は、平成 16 年 5 月 12 日に施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)

この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 18 年 6 月 28 日一部改正)

この会則は、平成 18 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

(平成 25 年 2 月 3 日一部改正)

この会則は、平成 25 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

(平成 28 年 4 月 28 日一部改正)

この会則は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

別表

横浜市青少年指導員連絡協議会弔慰規約			
弔 慰	◆ 区会長（市協議会会長）	本人死亡	生花（花輪）
	◆ 各区青少年指導員	本人死亡	生花（花輪）

横浜市青少年指導員活動年表

西暦	年号	行事
1947年	S22	神奈川県で児童愛護班が結成
1950年	S25	神奈川県校外生活指導者が結成
1961年	S36	県域で地区少年指導員を設置
1968年	S43	神奈川県青少年指導員制度発足（地区少年指導員から改称）
1969年	S44	港南区・旭区・緑区・瀬谷区誕生 横浜市青少年指導員活動開始
1973年	S48	横浜市青少年指導員連絡協議会発足
1974年	S49	旭区青少年指導員だより第1号発行
1975年	S50	神奈川区青少年指導員だより第1号発行
1976年	S51	中区「第1回文明開化ウォークラリー」開催 旧社会環境実態調査開始
1977年	S52	保土ケ谷区青少年指導員だより第1号発行 金沢区青少年指導員だより第1号発行
1978年	S53	保土ケ谷区「第1回新春かるた大会」開催
1979年	S54	横浜市青少年指導員10周年記念大会開催・10年顕彰開始 旭区「第1回こども写生大会」開催
1980年	S55	「第1回横浜市青少年フェスティバル」開催（横浜スタジアム）
1981年	S56	「第1回横浜市青少年指導員大会」開催 南区「第1回ボイスオブユース（青少年の主張）」開催 港南区青少年指導員だより第1号発行
1982年	S57	戸塚区「第1回児童文化教室作品展」開催
1984年	S59	横浜市青少年指導員15周年記念大会開催 中区青少年指導員だより第1号発行
1986年	S59	第1回手作り紙ヒコーキ横浜大会開催 西区青少年指導員だより第1号発行
1987年	S61	栄区・泉区誕生 栄区青少年指導員だより第1号発行 泉区青少年指導員だより第1号発行 保土ケ谷区「第1回紙ヒコーキ大会」開催 泉区「第1回青少年フェスティバル」開催
1989年	H1	横浜市青少年指導員20周年記念大会開催・20年顕彰開始
1990年	H2	神奈川区「第1回ホテル観察の夕べ」開催
1991年	H3	南区青少年指導員だより第1号発行 栄区「第1回SAKAEヤングフェスティバル」
1992年	H4	南区「第1回ふれあいキャンプ」開催

西暦	年号	行事
1994年	H6	青葉区・都筑区誕生 青葉区青少年指導員だより第1号発行
1995年	H7	青葉区「第1回青葉区民まつり、ステージイベント」開催 都筑区青少年指導員だより第1号発行
1996年	H8	都筑区「第1回つづき発見ウォーク」開催 ※2000年(平成12年)より「つづきウォーク&フェスタ」に名称変更 神奈川県社会環境健全化推進街頭キャンペーン参加協力開始
1997年	H9	あいちゃんマーク誕生 港北区青少年指導員だより第1号発行 港北区「第1回ペットボトルロケット大会」開催
1999年	H11	青少年指導員による全市一斉夜間パトロール開始 第32回神奈川県青少年指導員大会を横浜市で開催 港南区「第1回チャレンジ・ザ・ゲーム」開催 瀬谷区「第1回瀬谷っ子探検隊」開催
2001年	H13	鶴見区「第1回中学生との交流会」開催 西区「第1回森と海の探検隊」開催
2003年	H15	旭区「第1回親子野外自然体験活動」開催
2004年	H16	第37回神奈川県青少年指導員大会を横浜市で開催 横浜市青少年指導員中堅指導者研修会から横浜市青少年指導員研修会に改称
2005年	H17	「成人の日」を祝うつどいへの当日誘導の協力開始 瀬谷区「第1回瀬谷かるた大会」開催
2006年	H18	有害図書類区分陳列等調査開始
2007年	H19	瀬谷区青少年指導員だより第1号発行
2008年	H20	第41回神奈川県青少年指導員大会を横浜市で開催 港北区「第1回自然体験教室」開催 都筑区「第1回はあと de ボランティア～中高生のための夏休みボランティア体験～」開催
2009年	H21	横浜市青少年指導員研修会の区持ち回り開始
2010年	H22	神奈川区「第1回小学校音楽フェスティバル」開催
2011年	H23	現社会環境実態調査(旧社会環境実態調査・有害図書区分陳列等調査が統合)開始 東日本大震災復興救援募金を実施
2012年	H24	西区「第1回紙ヒコーキ大会」開催
2016年	H28	緑区「第1回防災イベント」開催 熊本地震復興救援募金を実施
2018年	H30	神奈川県青少年指導員制度50周年記念大会開催(横浜みなとみらいホール) 横浜市青少年指導員の新シンボルマーク使用開始

西暦	年号	行事
2019年	R1	第52回神奈川県青少年指導員大会を横浜市で開催 令和元年度横浜市青少年指導員大会が新型コロナウイルス流行に伴い、中止
2022年	R4	令和4年度横浜市青少年指導員大会が感染防止対策の下、再開

関係行政機関等一覧

区名	各区地域振興課（青葉区は子ども家庭支援課学校連携・子ども担当）の青少年指導員担当係	
	所在地	電話
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1692
神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7093
西	〒220-0051 西区中央1-5-10	320-8392
中	〒231-0021 中区日本大通35	224-8135
南	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1238
港南	〒233-0003 港南区港南4-2-10	847-8396
保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6308
旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6099
磯子	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2393
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	788-7805
港北	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2240
緑	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2235
青葉	〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-4	978-2345
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2236
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8415
栄	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8395
泉	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2392
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5695

局所管	所在地	電話
横浜市 子ども青少年局 青少年育成課	〒231-0005 中区本町6丁目50-10	671-2324

青少年育成課関係施設	所在地	電話
南区青少年の地域活動拠点	〒232-0041 南区睦町1-15-15横浜青年館内	308-6610
保土ヶ谷区青少年の地域活動拠点	〒240-0003 保土ヶ谷区天王町1-30-17 MKビルディング1F	334-3042
磯子区青少年の地域活動拠点	〒235-0016 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階	080-4423-1876
金沢区青少年の地域活動拠点	〒236-0016 金沢区谷津町359	374-4035
青葉区青少年の地域活動拠点	〒225-0024 青葉区市ケ尾町1153-2ライオンズプラザ市ケ尾201 青葉区市ケ尾町1153-3第2カブラキビル301	500-9254
都筑区青少年の地域活動拠点	〒224-0003 都筑区中川中央1-25-1 ノースポートモール5階	914-7171
栄区青少年の地域活動拠点	〒247-0005 栄区桂町711 さかえ次世代交流ステーション2階	898-1400
青少年の交流・活動支援スペース	〒231-0062 中区桜木町1-1 桜木町ゴールデンセンター（びおシティ）6階	263-8020
横浜市青少年育成センター	〒231-0013 中区住吉町4-42-1 関内ホール地下1階	664-6251
横浜市野島青少年研修センター	〒236-0025 金沢区野島町24-2 野島公園内	782-9169
横浜子ども科学館	〒235-0045 磯子区洋光台5-2-1	832-1166
横浜青年館	〒232-0041 南区睦町1-15-15	711-9610
三ツ沢公園青少年野外活動センター	〒221-0855 神奈川区三ツ沢西町3-1三ツ沢公園内	314-7726
くろがね青少年野外活動センター	〒225-0025 青葉区鉄町1380	973-2701
子ども自然公園青少年野外活動センター	〒241-0834 旭区大池町65-1 子ども自然公園内	811-8444
よこはま若者サポートステーション	〒220-0004 西区北幸1-11-15 横浜STビル3階	290-7234
よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライト	〒222-0033 港北区新横浜3-18-6 新横浜TSビル5階	290-7234
湘南・横浜若者サポートステーション	〒247-0055 鎌倉市小袋谷1-6-1 2階	0467-42-0203
よこはま東部ユースプラザ	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-23-8	642-7001
よこはま西部ユースプラザ	〒241-0821 旭区二俣川1-2 二宮ビル 3階	744-8344
よこはま南部ユースプラザ	〒235-0016 磯子区磯子3丁目4-23 浜田ビル 2階	761-4313
よこはま北部ユースプラザ	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央11-3 ウェルネスセンタープラザ南ビ3階A号室	948-5503

（令和8年4月1日現在）

## 所属青少年指導員（連絡）協議会

区	
地区	
役職等	

氏名	
就任	昭和 平成 令和                      年                      月                      日
住所	〒  電話                      (                      )
備考	

編集・発行    こども青少年局青少年部青少年育成課  
令和8年4月発行  
電話 045 (671) 2324  
〒231-0015 横浜市中区本町6丁目50番地の10